

※ホームページの公開にあたっては、白色のページは省略しています。
そのため、ページ番号が連続しない場合がありますが、落丁ではありません。

平成28年度

財政援助団体等監査結果報告書

平成29年2月

新宿区監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成28年度財政援助団体等監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出する。

なお、同法第199条の2の規定により、白井裕子監査委員は、公益財団法人新宿未来創造財団の監査について関与していない。

平成29年2月15日

新宿区監査委員	岩	田	一	喜
同	濱	田	幸	二
同	白	井	裕	子
同	中	村	真	一

目 次

I 監査の概要

第1	監査の種類	1
第2	監査実施団体等	1
第3	監査の期間	1
第4	監査の対象範囲	1
第5	監査の方法	2
第6	監査の着眼点	2
別表1	監査実施団体及び所管部局	4
別表2	実地監査日程	5

II 監査の結果

第1	総括意見	7
第2	団体別監査結果	9
1	大久保地域センター管理運営委員会	9
2	柏木地域センター管理運営委員会	11
3	公益財団法人新宿未来創造財団	13
4	株式会社フジランド	17
5	特定非営利活動法人新宿環境活動ネット	19
6	一般社団法人新宿観光振興協会	21
7	歌舞伎町商店街振興組合	23
8	公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター	25
9	社会福祉法人新宿あした会	30
10	社会福祉法人特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団	32
11	社会福祉法人東京都知的障害者育成会	34
12	医療法人財団厚生協会	36
13	テンプスタッフ・ウィッシュ株式会社	38
14	株式会社ポピンズ	41
15	長谷川ナーシングパートナー株式会社	44
16	株式会社キッズベースキャンプ	45
17	東日本旅客鉄道株式会社	47
18	西新宿五丁目中央北地区市街地再開発組合	48

I 監査の概要

I 監査の概要

第1 監査の種類

財政援助団体等の監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第7項の規定に基づき、新宿区（以下「区」という。）が財政援助を行っている団体に対して、財政援助に係る事業がその目的に沿って、適正かつ効率的に執行されているかなどについて実施する監査である。

監査の対象となる団体は、

- ① 補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政援助（以下「補助金等」という。）を行っている団体。以下同じ。）
- ② 出資団体（資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している団体。以下同じ。）
- ③ 不動産信託の受託者
- ④ 公の施設の管理を行わせているもの（以下「指定管理者」という。）である。

また、財政援助団体等監査とあわせて、法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかなどについての随時監査を実施した。

第2 監査実施団体等

今回監査を実施した団体は、平成27年度における補助金等交付団体、出資団体及び指定管理者のうち、別表1に掲げる18団体である。なお、各団体の所管部局は、別表1のとおりである。

第3 監査の期間

平成28年9月14日（水）から平成29年1月31日（火）まで

第4 監査の対象範囲

平成27年度における事業の補助金等、団体への出資金及び公の施設の管理に係るものを対象とした。

第5 監査の方法

1 補助金等交付団体及び出資団体

(1) 団体

団体の概要、定款、平成27年度決算書、平成27年度事業報告書及び実績報告書等の関係書類の提出を事前に求め、実地監査日程（別表2）により、補助金等の執行状況について、団体の会計帳簿や証拠書類との突合を行った。また、あわせて関係者からの説明を聴取し質疑を行った。

(2) 所管部局

事前に提出された補助金等交付申請、交付決定等に係る関係書類及び補助金交付要綱をもとに、団体等の関係書類との突合を行った。また、あわせて担当者等から説明を聴取した。

2 指定管理者

(1) 団体

団体の概要、定款、基本協定書、平成27年度協定書、平成27年度決算書、平成27年度事業報告書及び実績報告書等の関係書類の提出を事前に求め、実地監査日程（別表2）により、協定書に基づいた管理業務内容及びその事務処理について、団体の会計帳簿や証拠書類との突合を行った。また、あわせて関係者からの説明を聴取し質疑を行った。

(2) 所管部局

事前に提出された協定書に定める各種報告書、事業評価結果等の関係書類をもとに、指定管理者の関係書類との突合を行った。また、あわせて担当者等から説明を聴取した。

第6 監査の着眼点

主な着眼点は次のとおりである。

1 補助金等交付団体

(1) 団体

ア 財政援助に係る事業は計画及び交付条件に沿って適正かつ効果的に行われているか。

イ 財政援助に係る収支の事務処理は適正に行われているか。

(2) 所管部局

ア 財政援助に係る事業の効果及び履行の確認は適切に行われているか。

イ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

2 出資団体

(1) 団体

- ア 事業等は出資の目的に沿って適正に運営されているか。
- イ 事務処理及び財産管理は適正に行われているか。
- ウ 経営は健全な状態か、また、責任者が状況を把握しているか。

(2) 所管部局

- ア 出資団体の財政状態が十分に把握され、適切な指導監督が行われているか。

3 指定管理者

(1) 団体

- ア 施設の管理は協定に基づき適正かつ効率的に行われているか。
- イ 管理業務に係る事務処理は適正に行われているか。

(2) 所管部局

- ア 指定管理者制度を導入した目的、趣旨が達成されているか。
- イ 指定管理者への指導監督は適切に行われているか。

(別表1) 監査実施団体及び所管部局

No.	団体名	区分				所管課
		補助	出資	信託	指定	
1	大久保地域センター管理運営委員会				○	地域振興部大久保特別出張所
2	柏木地域センター管理運営委員会				○	地域振興部柏木特別出張所
3	公益財団法人新宿未来創造財団				○	地域振興部生涯学習スポーツ課
4	株式会社フジランド				○	地域振興部生涯学習スポーツ課
5	特定非営利活動法人新宿環境活動ネット				○	地域振興部生涯学習スポーツ課 環境清掃部環境対策課
6	一般社団法人新宿観光振興協会	○				文化観光産業部文化観光課
7	歌舞伎町商店街振興組合	○				文化観光産業部産業振興課 みどり土木部道路課
8	公益財団法人 新宿区勤労者・仕事支援センター	○	○		○	文化観光産業部消費生活就労支援課 環境清掃部ごみ減量リサイクル課
9	社会福祉法人新宿あした会	○				福祉部障害者福祉課
10	社会福祉法人特別区人事・厚生事務組合 社会福祉事業団	○				福祉部障害者福祉課
11	社会福祉法人東京都知的障害者育成会				○	福祉部障害者福祉課
12	医療法人財団厚生協会				○	福祉部障害者福祉課
13	テンプスタッフ・ウィッシュ株式会社				○	福祉部地域包括ケア推進課 子ども家庭部子ども総合センター
14	株式会社ポピンズ	○				子ども家庭部保育課 子ども家庭部保育指導課
15	長谷川ナーシングパートナー株式会社	○				子ども家庭部保育指導課
16	株式会社キッズベースキャンプ				○	子ども家庭部子ども総合センター
17	東日本旅客鉄道株式会社	○				都市計画部新宿駅周辺整備担当課
18	西新宿五丁目中央北地区市街地再開発組合	○				都市計画部防災都市づくり課

(別表2) 実地監査日程

実施年月日の*印は監査委員による実地監査

実施年月日	団体名
平成 28年 10月 5日 (水) 11月 7日 (月) *	株式会社キッズベースキャンプ
10月 5日 (水)	歌舞伎町商店街振興組合
10月 6日 (木) 11月 14日 (月) *	長谷川ナーシングパートナー株式会社
10月 7日 (金) 11月 10日 (木) *	西新宿五丁目中央北地区市街地再開発組合
10月 12日 (水) 11月 18日 (金) *	社会福祉法人新宿あした会
10月 12日 (水) 11月 10日 (木) *	柏木地域センター管理運営委員会
10月 17日 (月) 11月 7日 (月) *	公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター
10月 18日 (火) 10月 27日 (木) *	株式会社ポピンズ
10月 18日 (火) 10月 27日 (木) *	社会福祉法人東京都知的障害者育成会
10月 24日 (月) 11月 18日 (金) *	公益財団法人新宿未来創造財団
10月 31日 (月) 11月 1日 (火) *	株式会社フジランド
11月 2日 (水) 11月 14日 (月) *	テンプスタッフ・ウィッシュ株式会社
11月 8日 (火)	特定非営利活動法人新宿環境活動ネット
11月 8日 (火)	社会福祉法人特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団
11月 15日 (火)	東日本旅客鉄道株式会社
11月 15日 (火)	一般社団法人新宿観光振興協会
11月 16日 (水)	大久保地域センター管理運営委員会
11月 16日 (水)	医療法人財団厚生協会

Ⅱ 監査の結果

Ⅱ 監査の結果

第 1 総括意見

今回の監査の結果については、「第 2 団体別監査結果」で述べるところではあるが、意見を付した事項 2 件（15 頁、28 頁に掲載）のほか留意されたい事項が認められた。

財政援助に係る事業については、上記の事項を除き、その目的に沿っておおむね適正に執行されていたと認められる。

また、あわせて所管課に対して実施した随時監査についても、上記の事項を除き、団体に対しおおむね適切に指導監督及び関連事務が行われていたと認められる。

しかしながら、今回の監査を行ったところ、補助金と指定管理者制度について、それぞれ課題が見られたので、以下のとおり意見を述べる。

1 補助金について

今回の監査では、事業実績が著しく低い事業や、補助金の算出根拠が明確とは言い難い事業が見受けられた。

補助金は、公益上必要があると認められる場合に交付することとされており、その使用目的は区民の福祉向上に寄与するものでなければならない。また、補助金の財源は貴重な税金で賄われており、公正かつ有効な執行が求められる。

所管課においては、事業実績の把握をするとともに、原因を分析し、当該事業が効果的に実施されるよう、補助事業や補助金のあり方について検討されたい。

加えて、事業の実績報告において、書類の提出漏れや誤記入が散見されたが、これは昨年度も改善を要望した事項である。所管課においては、補助金の適正な執行を図る観点から、団体への指導を徹底し、厳正な審査に努められたい。

2 指定管理者制度について

昨年度の監査で、指定管理者の法人本部事務費の取扱いについて意見を述べたが、今回の監査でも、指定管理者は、施設の運営に法人本部の協力を得て指定管理業務を行っている実態があり、これにより生じる間接経費

の計上の方法において、施設の直接経費に一定割合で計上しているもの、実績を該当の各経費項目中に含め計上しているもの、収支差額の相当額を計上しているもの等、様々な計上の仕方が見られた。

その原因の一つとしては、間接経費について「公の施設に係る指定管理者制度の活用方針マニュアル」に規定がないことが考えられる。

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、協定書に基づいた管理業務及び事務処理を適正かつ効率的に行うことで、区民サービスの向上を図るとともに、管理経費の節減等を図ることを目的としている。そのためには、指定管理料の積算が適切であるか否かの検証を行う必要がある。

これらのことを踏まえ、区においては、間接経費の計上の仕方に関する取扱いについて検討されたい。

また、後述の「第2 団体別監査結果」で、2つの公益財団法人が、指定管理事業の収支差額の累積を一因とする剰余金を有していたため、剰余金解消計画を主務官庁へ提出していたことから、これらの法人及び当該所管課に対して指定管理事業のあり方等について意見を付した。

各所管課においては、その所管する法人の実態や施設の実情を踏まえた上で、指定管理者制度の所期の目的が達成されているかどうかの検証を行われたい。

その他、事業報告において、書類の提出漏れや誤記入が散見されたが、これは昨年度も改善を要望した事項である。所管課においては、指定管理料の適正な執行を図る観点から、団体への指導を徹底し、厳正な審査に努められたい。

第2 団体別監査結果

団体別の監査結果は次のとおりである。

大久保地域センター管理運営委員会

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

大久保地域センター管理運営委員会（以下「団体」という。）は、平成5年9月に設立された任意団体である。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 大久保地域センターの管理運営
- イ コミュニティの形成を促進するため必要な事業
- ウ その他団体の目的を達成するため必要な事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、団体に対し、平成27年度に19,784,162円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 大久保地域 センター	19,784,162円	－（※）	20,135,184円	平成27年4月1日 ？ 平成30年3月31日

※施設貸出料は、指定管理者の利用料金制度を導入せず、区の歳入（使用料）としている。

イ 根拠法令等

新宿区立地域センター条例（平成17年新宿区条例第35号）

ウ 主な管理業務の内容

- （ア）地域センターの利用に係る受付及び貸出しに関する業務
- （イ）地域センター内の清潔の保持、整とんその他環境の整備
- （ウ）地域センターの施設等の維持管理
- （エ）地域センターの団体登録、利用の承認・変更・取消し、利用の不承認に関する業務
- （オ）地域センターの管理に関し、区長が必要と認める業務

エ 主な事業実績

・登録団体数	207 団体	(平成 28 年 3 月 31 日現在)	
・施設全体の利用状況	利用件数	8,175 件	
	利用人数	107,731 人	
	利用率	77.0 %	
・地域センターまつり			
五月まつり	参加者数	1,696 人	
・広報誌（さわやかおおくぼ）	発行回数	年 2 回 各回	8,500 部発行
・その他コミュニティ事業の実施			
日本文化を楽しむ	6 回	参加者数	延べ 185 人
頭の良くなる子ども囲碁教室	24 回	参加者数	延べ 479 人
囲碁大会	1 回	参加者数	30 人

第 2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

柏木地域センター管理運営委員会

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

柏木地域センター管理運営委員会（以下「団体」という。）は、平成3年4月に設立された任意団体である。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 柏木地域センターの管理運営

イ コミュニティの形成を促進するため必要な事業

ウ その他団体の目的を達成するため必要な事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成27年度に20,126,044円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立柏木地域センター	20,126,044円	－（※）	19,136,743円	平成27年4月1日 ） 平成30年3月31日

※施設貸出料は、指定管理者の利用料金制度を導入せず、区の歳入（使用料）としている。

イ 根拠法令等

新宿区立地域センター条例（平成17年新宿区条例第35号）

ウ 主な管理業務の内容

（ア）地域センターの利用に係る受付及び貸出しに関する業務

（イ）地域センター内の清潔の保持、整頓その他環境の整備

（ウ）地域センターの施設等の維持管理

（エ）地域センターの団体登録、利用の承認・変更・取消し、利用の不承認に関する業務

（オ）地域センターの管理に関し、区長が必要と認める業務

エ 主な事業実績

- ・登録団体数 165団体（平成28年3月31日現在）
- ・施設全体の利用状況
 - 利用件数 7,876件
 - 利用人数 95,175人
 - 利用率 63.5%

・地域センターまつり				
新宿かしわまつり		参加者数	約 2,000 人	
・広報誌（わがまちかしわざ）		発行回数	年 4 回 各回	8,000 部発行
・その他コミュニティ事業の実施				
男の料理教室	1 回	参加者数	27 人	
柏木フレンドパーク	1 回	参加者数	293 人	
親子料理教室	1 回	参加者数	12 組	
歌声広場	1 回	参加者数	105 人	
もの作り教室	1 回	参加者数	17 人	
サロンコンサート	1 回	参加者数	111 人	
エンジョイクッキング	1 回	参加者数	28 人	
健康体操	2 回	参加者数	延べ 56 人	

第 2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

公益財団法人新宿未来創造財団

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

公益財団法人新宿未来創造財団（以下「法人」という。）は、平成22年4月に公益認定を受けた。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 地域の歴史の記録保存及び普及啓発
- イ 文化芸術の振興と地域の文化活動を通じた豊かな心の育成
- ウ スポーツの振興と地域のスポーツ活動を通じた健全な心身の育成
- エ 次代を担う児童や青少年の育成
- オ 国際相互理解の促進
- カ 地域の魅力の内外への発信
- キ 地域社会の健全な発展の促進
- ク 新宿区から受託する施設の管理運営に関する事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人設立に際し、基本財産として5億円を出えんしている。

また、区は、法人に対し、平成27年度に447,880,323円を補助金として支出している。

その他、指定管理料として、平成27年度に741,465,000円を支出している。

なお、今回は、これらの支出のうち、生涯学習スポーツ課が所管する指定管理料を監査対象とする。

(2) 生涯学習スポーツ課が所管する指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 新宿コズミ ックスポー ツセンター ①	269,272,000円	87,954,005円	348,692,379円	平成23年4月1日 ） 平成28年3月31日
新宿区立 大久保スポ ーツプラザ ②	22,386,000円	19,380,580円	34,355,055円	平成23年4月1日 ） 平成28年3月31日

新宿区立 公園内運動 施設③	29,746,000 円	33,334,100 円	48,955,287 円	平成 23 年 3 月 31 日 〳 平成 28 年 3 月 31 日
新宿区立 生涯学習館 ④	131,331,000 円	19,442,700 円	132,876,338 円	平成 23 年 4 月 1 日 〳 平成 28 年 3 月 31 日
合計金額	452,735,000 円	160,111,385 円	564,879,059 円	

③施設名（西戸山公園野球場、落合中央公園野球場、西落合公園少年野球場、甘泉園公園庭球場、西落合公園庭球場、落合中央公園庭球場、妙正寺川公園運動広場）

④施設名（赤城生涯学習館、戸山生涯学習館、北新宿生涯学習館、住吉町生涯学習館、西戸山生涯学習館）

イ 根拠法令等

（ア）新宿区立新宿コズミックスポーツセンター条例（平成 17 年新宿区条例第 48 号）〔前記①〕

（イ）新宿区立大久保スポーツプラザ条例（平成 9 年新宿区条例第 15 号）〔前記②〕

（ウ）新宿区立公園における運動施設の管理及び運営に関する条例（昭和 52 年新宿区条例第 19 号）〔前記③〕

（エ）新宿区立生涯学習館条例（平成 19 年新宿区条例第 65 号）〔前記④〕

ウ 主な管理業務の内容

（ア）新宿区立新宿コズミックスポーツセンター

- ・新宿コズミックスポーツセンターの利用に関すること。
- ・生涯学習・スポーツに関する活動を行う団体の育成、支援及び連携に関すること。
- ・新宿コズミックスポーツセンターを利用するものに対する助言、指導及び相談に関すること。
- ・生涯学習・スポーツに関する活動の普及及び推進に関すること。
- ・その他生涯学習・スポーツの振興に関し、区長が必要と認める事業。

（イ）新宿区立大久保スポーツプラザ

- ・大久保スポーツプラザの利用に関すること。
- ・生涯学習・スポーツに関する活動を行う団体の育成、支援及び連携に関すること。
- ・大久保スポーツプラザを利用するものに対する助言、指導及び相談に関すること。
- ・生涯学習・スポーツに関する活動の普及及び推進に関すること。
- ・その他生涯学習・スポーツの振興に関し、区長が必要と認める事業。

(ウ) 新宿区立公園内運動施設

- ・運動施設の利用に関すること。
- ・スポーツ活動及びレクリエーション活動を行う団体の育成、支援及び連携に関すること。
- ・運動施設を利用するものに対する助言、指導及び相談に関すること。
- ・スポーツ活動及びレクリエーション活動の普及及び推進に関すること。
- ・その他スポーツ活動及びレクリエーション活動の振興に関し、区長が必要と認める事業。

(エ) 新宿区立生涯学習館

- ・生涯学習館の利用に関すること。
- ・生涯学習に関する活動を行う団体間の連携の促進に関すること。
- ・生涯学習活動の支援に関すること。
- ・その他生涯学習の振興に関し、区長が必要と認める事業。

エ 主な事業実績

(ア) 新宿区立新宿コズミックスポーツセンター

施設の利用人数 582,384 人

(団体利用 388,895 人 財団利用 178,338 人 個人利用 15,151 人)

(イ) 新宿区立大久保スポーツプラザ

施設の利用人数 86,643 人

(団体利用 83,918 人 財団利用 1,977 人 個人利用 748 人)

(ウ) 新宿区立公園内運動施設

施設の利用人数 172,760 人

(団体利用 163,036 人 財団利用 9,724 人)

(エ) 新宿区立生涯学習館

施設の利用人数 277,993 人

(団体利用 244,144 人 財団利用 33,849 人)

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、課題が見られたため、次のとおり意見を付す。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、課題が見られたため、次のとおり意見を付す。

【意見】

法人

法人は、指定管理事業の収支差額の累積を一因とする剰余金を有していたため、公益認定に係る主務官庁である東京都から指導を受け、平成28年度に収支相償に係る剰余金解消計画を東京都に提出していた。

法人においては、指定管理事業の収支差額による剰余金を抑制するため、過

去の事業実績及び今後の事業計画を十分精査の上、収支全体に係る経費を適切に見積もるとともに、公益財団法人である特殊性に鑑み、指定管理料の一部を精算するなど、指定管理事業のあり方について検討されたい。

地域振興部生涯学習スポーツ課

生涯学習スポーツ課は、指定管理事業の収支差額による剰余金を抑制するため、過去の事業実績及び今後の事業計画を十分精査の上、収支全体に係る経費を適切に見積もるとともに、法人が公益財団法人である特殊性に鑑み、指定管理料の一部を精算するなど、指定管理事業のあり方について検討されたい。

株式会社フジランド

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

株式会社フジランド（以下「法人」という。）は、昭和33年9月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア ホテル、旅館、食堂の経営
- イ 貸自動車、駐車場の経営
- ウ スポーツ施設、娯楽施設の経営
- エ スポーツ、芸能の興行並びに仲介
- オ 旅行業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成27年度に169,437,431円を指定管理料として支出している。

その他、法人に対し、女神湖高原学園の指定管理料として、平成27年に89,803,156円支出しているが、今回の監査では監査対象としていない。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 区民健康村	169,437,431円	210,926,396円	364,203,308円	平成25年4月1日 ） 平成30年3月31日

イ 根拠法令等

新宿区立区民健康村条例（平成6年新宿区条例第24号）

ウ 主な管理業務の内容

- （ア）区民健康村の宿泊施設、附帯施設及び設備の維持管理に関する業務
- （イ）区民健康村における宿泊及び飲食のサービスの提供に関する業務
- （ウ）区民健康村の利用の承認、利用の不承認及び利用承認の取消し等に関する業務
- （エ）区民健康村の利用料金の納入、利用料金の減免及び利用料金の返還に関する業務
- （オ）その他区民健康村の管理に関し、区長が必要と認める業務

エ 主な事業実績

- ・ 宿泊利用者数 26,147 人（内訳 区民：16,283 人 その他：9,864 人）
- ・ 客室稼働率 77.4%

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

特定非営利活動法人新宿環境活動ネット

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

特定非営利活動法人新宿環境活動ネット（以下「法人」という。）は、平成15年8月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 保健・医療又は福祉の増進、社会教育の推進、まちづくりの推進、文化・芸術又はスポーツの振興、環境の保全、人権の擁護又は平和の推進、男女共同参画社会の形成促進を図る活動

イ 地域安全活動

ウ 国際協力活動

エ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成27年度に65,793,000円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 環境学習情報 センター①	52,002,000円	783,400円	35,992,028円	平成24年4月1日
新宿区立 区民ギャラリー ②	13,791,000円	2,738,000円	35,123,441円	平成29年3月31日
合計金額	65,793,000円	3,521,400円	71,115,469円	

イ 根拠法令等

(ア) 新宿区立環境学習情報センター条例(平成15年新宿区条例第71号)[前記①]

(イ) 新宿区立区民ギャラリー条例(平成15年新宿区条例第73号)[前記②]

ウ 主な管理業務の内容

(ア) 新宿区立環境学習情報センター[前記①]

- ・環境の保全に関する情報の収集及び提供に関すること。
- ・環境の保全に関する学習の振興に関すること。
- ・環境の保全に関する講演、講習等の開催に関すること。
- ・センターの展示室、研修室及び附帯設備の利用に関すること。

(イ) 新宿区立区民ギャラリー[前記②]

- ・ギャラリーの施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・利用の承認、利用の不承認及び利用の承認の取消し等に関する業務
- ・利用料金の納入・利用料金の減免及び利用料金の返還に関する業務
- ・その他ギャラリーの管理に関し、区長が必要と認める業務

エ 主な事業実績

- ・来場者数 44,554 人
- ・利用件数 544 件
(内訳 展示ホール 76 件 研修室 347 件 展示室 121 件)
- ・稼働率
 - 展示ホール 72.4%
 - 研修室 42.9%
 - 展示室 46.7%

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

一般社団法人新宿観光振興協会

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

一般社団法人新宿観光振興協会（以下「法人」という。）は、新宿区観光協会（任意団体）、公益財団法人新宿未来創造財団及び区の観光事業の一部を統合し、民間企業等の参画も得て、平成26年4月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 観光に関する情報の収集及び発信

イ 観光に関するイベントの開催

ウ 観光産業、観光関連産業及び観光を通じてまちづくりに関わる団体及び個人等との連携・支援

エ まちの特性を活かした新しい観光資源の開発・創出

オ 観光を通じたまちづくりに寄与する人材育成及び活用

カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 区との関係及び補助金に関する概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成27年度に48,646,461円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
一般社団法人 新宿観光振興協会 補助金	24,364,561円	協会の実施する観光事業に対して助成を行うことにより、区の観光振興に寄与するため
	7,281,900円	区が整備した「新宿フリーWi-Fi」に利用する観光ポータルサイトの構築及び運用を行うため
	17,000,000円	海外プロモーション事業を実施するため
合計金額	48,646,461円	

イ 根拠法令等

一般社団法人新宿観光振興協会補助金交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日 26 新地文観第 66 号）

ウ 主な事業実績

（ア）観光に関する情報の収集発信及びイベント

- ・出張観光案内 3 回
- ・観光情報誌「新宿 p l u s」の発行 年 2 回 計 22 万部
- ・観光情報発信協力拠点におけるマップ等の配布
拠点数 約 180 か所 配布部数 569,000 部
- ・フォトコンテストの開催 応募数 434 件
- ・大新宿区まつり「新宿芸術天国 2015」（10 月 23 日・24 日）
来場者数 10 月 23 日 5 万人 10 月 24 日 25 万人
- ・「新宿御苑・森の薪能」写真展（9 月 29 日～10 月 12 日）
新宿御苑内「レストランゆりのき」展示コーナーでの展示
来場者数 1,996 人
- ・イベントへの出展 5 回

（イ）ホームページ(新宿フリーWi-Fiポータルサイト)の構築及び運用

- ・4 言語 5 種類（日・英・中(繁体字・簡体字)・韓)
- ・ページビュー数 543,534 回（前年比 140.9%）
- ・ユーザー数 153,649 件（前年比 133.4%）
- ・SNS による情報発信

SNS の種類	Facebook	Twitter	Google+
「新宿観光振興協会」 ページへの登録数	3,234 (前年比 300.6%)	1,683 (前年比 751.3%)	5,905 (前年比 167.3%)
投稿等の表示回数	546,438 (前年比 564.4%)	2,209,680 (前年比 166.5%)	655,545 (前年比 302.3%)

（ウ）海外プロモーション事業

- ・「SHINJUKU 9Stories」動画・パンフレットの作成
6 言語 7 種類（日・英・中(繁体字・簡体字)・韓・タイ・仏）
DVD 350 枚
パンフレット 47,000 部

第 2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかった。
所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

歌舞伎町商店街振興組合

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

歌舞伎町商店街振興組合（以下「組合」という。）は、昭和46年7月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 組合員のためにする共同宣伝に関する事業

イ 街路灯、アーケード、カラー舗装、駐車場、会館、物品預り所、休憩所等組合員及び一般公衆の利便を図るための共同施設の設置及びその維持管理

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、組合に対し、平成27年度に24,929,400円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
環境に配慮した商店街づくりの推進事業補助金①	19,884,000円	区内商店街等が行う環境対策に資する事業に対し、必要な補助金を交付することにより、環境に配慮した商店街づくりを推進するため
にぎわいと魅力あふれる商店街支援事業補助金②	1,508,000円	区内商店街等が行うイベント事業及び活性化事業に対し、必要な補助金を交付することにより、にぎわいと魅力あふれる商店街づくりに寄与するため
新宿区商店街灯助成③	3,537,400円	商店街灯の電気料金に対し、必要な補助金を交付することにより、地域振興や交通の安全等を図るため
合計金額	24,929,400円	

イ 根拠法令等

(ア) 新宿区環境に配慮した商店街づくりの推進事業補助金交付要綱（平成24年3月1日23新地産産第4082号）[前記①]

(イ) 新宿区にぎわいと魅力あふれる商店街支援事業補助金交付要綱（平成24年3月6日23新地産第3943号）[前記②]

(ウ) 新宿区商店街灯助成要綱 (昭和 63 年 3 月 12 日 63 新土計第 603 号)
〔前記③〕

ウ 主な事業実績

- (ア) 環境に配慮した商店街づくりの推進
- ・ L E D 商店街灯の新設 10 基
- (イ) にぎわいと魅力あふれる商店街支援
- ・ 第 3 4 回歌舞伎町まつり
- (ウ) 商店街灯助成
- ・ 商店街灯の電気料金の助成 158 基

第 2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかった。
所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター
《出資団体・補助金等交付団体・指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター（以下「法人」という。）は、平成21年4月に一般財団法人として設立され、同年12月に公益認定を受けた。その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 障害者、高齢者、若年者、女性等に対する就労支援事業
- イ 中小企業の勤労者、事業主及び新宿区民に対する勤労者福祉事業
- ウ リサイクル活動の普及促進及び活動団体の支援を行う事業
- エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- オ 無料職業紹介事業
- カ その他このセンターの目的を達成するために必要な事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人設立に際し、基本財産として303,000,000円を出えんしている。また、区は、法人に対し、平成27年度に301,847,695円を補助金として、95,761,000円を指定管理料として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター補助金①	290,758,455円	公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターが実施する障害者、高齢者、若年者、女性等に対する就労支援事業、中小企業の勤労者、事業主及び新宿区民に対する勤労者福祉事業、リサイクル活動の普及促進及び活動団体の支援を行う事業等について補助を行うため

新宿区障害者 日中活動系サー ビス推進事業 補助金②	11,089,240 円	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条に規定する障害福祉サービスを実施するために、指定障害福祉サービス事業所の運営に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、サービス利用者の福祉の向上を図るため
合計金額	301,847,695 円	

イ 根拠法令等

(ア) 公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター補助金交付要綱（平成23年3月31日22新地消就第2983号）〔前記①〕

(イ) 新宿区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱（平成25年3月29日24新地消就第1033号）〔前記②〕

ウ 主な事業実績

(ア) 就労支援事業〔前記①〕

- ・総合相談事業 受付相談件数 647 件
- ・若年者就労支援事業 若年相談件数 155 件
就職者数 4 人
- ・障害者等就労支援事業 就労面の支援 就職者数 65 人
職業相談件数 634 件
職場定着支援 5,862 件
障害者インターンシップ 95 日（実 17 人）
- ・受注センター事業 公的受託事業（新宿区など）延べ 64 件
民間受託事業（定期受託）延べ 156 事業所
民間受託事業（軽作業など）延べ 88 事業所
区又は民間からの製作受託事業 117 件
- ・コミュニティショップの運営 ふらっと新宿 6 店舗
年間売上高 38,466,443 円
- ・IT就労訓練事業 実習生登録人数 30 人
就職者数 6 人
ジョブサポーター養成及び活動支援
登録者 3 人

(イ) 勤労者福祉事業〔前記①〕

- ・利用会員入会状況 事業所数 1,369 所、利用会員数 6,321 人
（平成28年3月31日現在）
- ・中小企業勤労者福祉に関する調査研究事業
- ・中小企業勤労者福祉に関する情報提供事業
ぱる新宿ニュースの作成・配布 年10回 各7,000部
- ・中小企業勤労者福祉に関する各種セミナー等の事業
各種資格検定講座など 90人受講、パソコン講座 24人受講

- ・ 中小企業勤労者福祉事業
 - ・ 東京都及び区が行う勤労者福祉事業への協力事業
 - ・ その他の事業（収益事業（自動販売機による物品販売等）、相互扶助事業（勤労者福祉事業の会員に対する慶弔金及び見舞金等の給付等））
- (ウ) わーくす ここ・から[前記②]
- ・ 就労移行支援（エール） 利用定員 12人 現員 7人
就職者数 5人
平均工賃 31,664円/月
 - ・ 就労継続支援B型（スマイル） 利用定員 30人 現員 43人
平均工賃 33,550円/月
- (エ) 無料職業紹介事業[前記①]
- ・ 無料職業紹介事業 求職者数 116人
 - ・ 高齢者無料職業紹介事業 求職者数 1,564人
就業にかかわる相談・セミナー 151人

(3) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立新宿 リサイクル活動 センター①	75,795,000円	625,600円	77,636,470円	平成25年11月1日 ～ 平成30年3月31日
新宿区立早稲田 リサイクル活動 センター②	19,966,000円	—	18,481,675円	平成25年4月1日 ～ 平成30年3月31日
合計金額	95,761,000円	625,600円	96,118,145円	

イ 根拠法令等

新宿区立リサイクル活動センター条例（平成5年新宿区条例第16号）

ウ 主な管理業務の内容

- (ア) ごみの減量及びリサイクルに係る資料の収集及び提供に関すること。
- (イ) 不用品の再利用に関すること。
- (ウ) 再生資源の保管に関すること。
- (エ) ごみの減量及びリサイクルに係る講演、講習等の開催に関すること。
- (オ) リサイクル活動センターの利用に関すること。
- (カ) リサイクル活動センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (キ) その他区長が必要と認める事業及びリサイクルセンターの管理に関し、区長が必要と認める業務

エ 主な事業実績

(ア) 新宿区立新宿リサイクルセンター[前記①]

- ・情報コーナーの運営 図書、資料、DVD等の閲覧・貸出
- ・資源回収モデルステーション 9品目の資源回収
- ・「もいちど倶楽部」の運営 「もいちど倶楽部」出品登録者 2,282人
出品点数 52,475点
- ・フリーマーケットの運営 開催回数 42回
- ・環境、リサイクルに関する講座など 協働型講座 26講座
直営型講座 10講座
出前講座 17講座
- ・環境、リサイクルイベント運営 主催行事
(アトムフェスタ、こどもまつり等)
出展行事 17件
- ・環境学習、施設見学などの運営
- ・会議室の貸出 利用件数 665件

(イ) 新宿区立西早稲田リサイクルセンター[前記②]

- ・情報コーナーの運営 図書、資料、DVD等の閲覧・貸出
- ・資源回収モデルステーション 9品目の資源回収
- ・フリーマーケットの運営 開催回数 46回
- ・環境、リサイクルに関する講座など 協働型講座 2講座
直営型講座 7講座
出前講座 1講座
- ・環境、リサイクルイベント運営 主催行事
(西早稲田リサイクルまつり等)
出展行事 5件
- ・環境学習、施設見学などの運営
- ・打合せスペースの貸出 利用件数 531件

第2 監査の結果

補助金、出資及び公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、課題が見られたため、次のとおり意見を付す。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、課題が見られたため、次のとおり意見を付す。

【意見】

法人

法人は、指定管理事業の収支差額の累積を一因とする剰余金を有していたため、公益認定に係る主務官庁である東京都から指導を受け、平成27年度に収支相償に係る剰余金解消計画を東京都に提出していた。

法人においては、指定管理事業の収支差額による剰余金を抑制するため、過去の事業実績及び今後の事業計画を十分精査の上、収支全体に係る経費を適切に見積もるとともに、公益財団法人である特殊性に鑑み、指定管理料の一部を精算するなど、指定管理事業のあり方について検討されたい。

文化観光産業部消費生活就労支援課

消費生活就労支援課は、新宿区一般財団法人に対する助成等に関する条例に基づき、収支相償等の法人の運営状況に留意し、法人の健全な運営及び発展が図られるよう、必要な指導及び助言に努められたい。

環境清掃部ごみ減量リサイクル課

ごみ減量リサイクル課は、指定管理事業の収支差額による剰余金を抑制するため、過去の事業実績及び今後の事業計画を十分精査の上、収支全体に係る経費を適切に見積もるとともに、法人が公益財団法人である特殊性に鑑み、指定管理料の一部を精算するなど、指定管理事業のあり方について検討されたい。

社会福祉法人新宿あした会
《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人新宿あした会（以下「法人」という。）は、平成14年12月に設立された。

その他主な事業活動は次のとおりである。

- ア 就労継続支援B型事業
- イ 障害児等タイムケア事業
- ウ 移動支援事業、居宅介護・重度訪問介護事業
- エ 共同生活援助事業
- オ 指定計画相談支援事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成27年度に25,297,145円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区障害者就労支援施設運営費補助金①	17,462,145円	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスを実施するために、法人が区内に設置する事業所の運営に要する費用の一部を補助し、サービス利用者の福祉の向上を図るため
新宿区障害児等タイムケア事業運営費補助金②	7,835,000円	新宿区内の区有施設において障害児等タイムケア事業を実施する社会福祉法人に対し、安定した運営が確保できるよう運営経費の一部を補助することにより、地域における障害児等の健全育成及び自立支援に資するため
合計金額	25,297,145円	

イ 根拠法令等

(ア) 新宿区障害者就労支援施設運営費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 29 日 22 新福障事第 317 号）〔前記①〕

(イ) 新宿区障害児等タイムケア事業運営費補助金交付要綱（平成 19 年 4 月 20 日 19 新福障福第 102 号）〔前記②〕

ウ 主な事業実績

(ア) 障害者就労支援施設運営費〔前記①〕

・新宿あした作業所

※施設に従事する職員 常勤職員 6 名、非常勤職員 0 名

開所日数 243 日

利用者延べ人数 4,896 人

・新宿第二あした作業所

※施設に従事する職員 常勤職員 4 名、非常勤職員 1 名

開所日数 243 日

利用者延べ人数 2,852 人

・西早稲田あした作業所

※施設に従事する職員 常勤職員 5 名、非常勤職員 6 名

開所日数 243 日

利用者延べ人数 4,492 人

(イ) 障害児等タイムケア事業運営費〔前記②〕

・まいペース

※施設に従事する職員 常勤職員 9 名、非常勤職員 1 名

開所日数 295 日

利用者延べ人数 6,105 人

第 2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

社会福祉法人特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団（以下「法人」という。）は、平成2年12月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 就労継続支援B型事業

イ 自立訓練（生活訓練）事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成27年度に10,973,000円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区障害者就労支援施設運営費補助金	10,973,000円	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスを実施するために、法人が区内に設置する事業所の運営に要する費用の一部を補助し、サービス利用者の福祉の向上を図るため

イ 根拠法令等

新宿区障害者就労支援施設運営費補助金交付要綱（平成23年3月29日22新福障事第317号）

ウ 主な事業実績

障害者福祉サービス事業 みのり舎

※施設に従事する職員 常勤職員 5名、非常勤職員 3名

(ア) 就労継続支援B型

開所日数 243日

利用者延べ人数 4,589人

(イ) 自立訓練（生活訓練）

開所日数 243日

利用者延べ人数 884人

第2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

社会福祉法人東京都知的障害者育成会

《 指定管理者 》

第 1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人東京都知的障害者育成会（以下「法人」という。）は、昭和 47 年 3 月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 第一種社会福祉事業

イ 第二種社会福祉事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成 27 年度に 155,017,138 円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 高田馬場 福祉作業所①	45,786,488 円	84,524,817 円	126,492,963 円	平成 27 年 4 月 1 日 ） 平成 32 年 3 月 31 日
新宿区立 新宿生活 実習所②	109,230,650 円	111,015,919 円	220,246,569 円	平成 23 年 4 月 1 日 ） 平成 28 年 3 月 31 日
合計金額	155,017,138 円	195,540,736 円	346,739,532 円	

イ 根拠法令等

(ア) 新宿区立福祉作業所条例（平成 16 年新宿区条例第 42 号）[前記①]

(イ) 新宿区立新宿生活実習所条例（平成 20 年新宿区条例第 13 号）[前記②]

ウ 主な管理業務の内容

(ア) 新宿区立高田馬場福祉作業所[前記①]

- ・就労継続支援事業に関する業務
- ・利用の承認、不承認及び利用承認の取消し等に関する業務
- ・利用料金の納入に関する業務
- ・作業所の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・その他作業所の管理に関し、区長が必要と認める業務

(イ) 新宿区立新宿生活実習所[前記②]

- ・生活介護事業、短期入所事業、日中一時支援事業のうち日中ショートステイ事業に関する業務
- ・利用の承認、不承認及び利用承認の取消し等に関する業務
- ・利用料金の納入及び利用料金の減免に関する業務
- ・実習所の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・その他生活実習所の管理に関し、区長が必要と認める業務

エ 主な事業実績

(ア) 新宿区立高田馬場福祉作業所[前記①]

※施設に従事する職員 常勤職員 12 名、非常勤職員 10 名

開所日数 243 日

利用者延べ人数 11,669 人

(イ) 新宿区立新宿生活実習所[前記②]

※施設に従事する職員 常勤職員 23 名、非常勤職員 13 名

- ・生活介護

開所日数 243 日

利用者延べ人数 10,160 人

- ・短期入所・日中ショート

開所日数 359 日

利用者延べ人数 844 人

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

医療法人財団厚生協会

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

医療法人財団厚生協会（以下「法人」という。）は、昭和26年9月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 病院、診療所、介護老人保健施設の経営
- イ 足立区からの委託事業
- ウ 訪問看護ステーション
- エ 指定居宅介護支援事業
- オ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- カ 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業
- キ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
- ク 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者訪問介護の運営
- ケ 道路運送法に基づく福祉有償運送事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成27年度に46,188,900円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 障害者生活 支援センター	46,188,900円	25,452,424円	71,641,324円	平成27年4月1日 ～ 平成32年3月31日

イ 根拠法令等

新宿区立障害者生活支援センター条例（平成26年新宿区条例第17号）

ウ 主な管理業務の内容

- (ア) 自立訓練（生活訓練）事業
- (イ) 宿泊型自立訓練事業
- (ウ) 短期入所事業
- (エ) 相談支援（基幹相談支援・計画相談支援）事業
- (オ) センターの施設の利用に関する事業
- (カ) 施設利用の承認・不承認・承認の取消等に関する業務

- (キ) 利用料金の収入及び減免に関する業務
- (ク) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (ケ) その他センターの管理に関し、区長が必要と認める業務

エ 主な事業実績

※施設に従事する職員 常勤職員 10 名、非常勤職員 20 名

- (ア) 自立訓練（生活訓練）

開所日数	184 日
利用者延べ人数	19 人
- (イ) 宿泊型自立訓練

開所日数	275 日
利用者延べ人数	11 人
- (ウ) 短期入所

開所日数	269 日
利用者延べ人数	215 人
- (エ) 相談支援
 - ・基幹相談支援

開所日数	184 日
利用者延べ人数	5,734 人
 - ・計画相談支援

開所日数	184 日
利用者延べ人数	71 人

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

テンプスタッフ・ウィッシュ株式会社
《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

テンプスタッフ・ウィッシュ株式会社（以下「法人」という。）は、平成13年5月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア ベビーシッターの養成
- イ ベビーシッター業務の請負
- ウ 保育施設の企画・運営
- エ 高齢者介護に関する指導
- オ 高齢者介護サービス
- カ 有料職業紹介事業
- キ 労働者派遣事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成27年度に169,885,375円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 本塩町地域 交流館①	14,573,322円	0円	14,573,322円	平成26年4月1日 ～ 平成31年3月31日
新宿区立 百人町地域 交流館②	15,114,017円	0円	15,114,017円	平成24年4月1日 ～ 平成29年3月31日
新宿区立 北新宿地域 交流館③	12,385,000円	0円	12,385,000円	平成27年4月1日 ～ 平成32年3月31日
新宿区立 本塩町 児童館④	29,927,500円	0円	29,927,500円	平成26年4月1日 ～ 平成31年3月31日

新宿区立百人町児童館⑤	37,987,536 円	0 円	37,987,536 円	平成 24 年 4 月 1 日) 平成 29 年 3 月 31 日
新宿区立北新宿第一児童館⑥	29,163,000 円	0 円	29,163,000 円	平成 27 年 4 月 1 日) 平成 32 年 3 月 31 日
新宿区立上落合児童館⑦	30,735,000 円	0 円	30,735,000 円	平成 27 年 4 月 1 日) 平成 32 年 3 月 31 日
合計金額	169,885,375 円	0 円	169,885,375 円	

イ 根拠法令等

- (ア) 新宿区立地域交流館条例（平成 20 年新宿区条例第 47 号）[前記①②③]
(イ) 新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例（平成 22 年新宿区条例第 46 号）[前記④⑤⑥⑦]

ウ 主な管理業務の内容

- (ア) 本塩町地域交流館、百人町地域交流館、北新宿地域交流館[前記①②③]
- ・地域における高齢者の福祉を推進するために行われる区民相互の交流に関すること。
 - ・高齢者を対象として行われる、介護予防に資する活動、体力の向上を目的とした活動、文化活動その他の健康及び福祉の増進に向けた活動に関すること。
 - ・その他区長が必要と認める事業
 - ・地域交流館の団体登録、利用の承認、利用の不承認及び利用承認の取消し等に関する業務
 - ・地域交流館の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ・その他地域交流館の管理に関し、区長が必要と認める業務
- (イ) 本塩町児童館、百人町児童館、北新宿第一児童館、上落合児童館[前記④⑤⑥⑦]
- ・子供の福祉の増進に関すること。
 - ・子供の遊びの指導、児童福祉に関する行事その他子供の健全な育成及び相談に関すること。
 - ・児童館の施設の利用に関すること。
 - ・その他区長が必要と認める事業
 - ・児童館の利用の承認、利用の不承認及び利用承認の取消し等に関する業務
 - ・指定児童館の施設等の維持管理に関する業務
 - ・その他指定児童館の管理に関し、区長が必要と認める業務

エ 主な事業実績

(ア) 新宿区立本塩町地域交流館[前記①]

利用者数 24,387 人

(内訳 団体利用 10,478 人、個人利用 13,909 人)

(イ) 新宿区立百人町地域交流館[前記②]

利用者数 20,388 人

(内訳 団体利用 2,765 人、個人利用 17,623 人)

(ウ) 新宿区立北新宿地域交流館[前記③]

利用者数 22,537 人

(内訳 団体利用 1,770 人、個人利用 20,767 人)

(エ) 新宿区立本塩町児童館[前記④]

利用者数 25,529 人

(内訳 小学生 10,259 人、中学生 1,453 人、高校生 191 人、
幼児 5,539 人、その他 8,087 人)

(オ) 新宿区立百人町児童館[前記⑤]

利用者数 30,880 人

(内訳 小学生 18,967 人、中学生 1,007 人、高校生 6 人、
幼児 5,422 人、その他 5,478 人)

(カ) 新宿区立北新宿第一児童館[前記⑥]

利用者数 35,197 人

(内訳 小学生 21,387 人、中学生 1,697 人、高校生 266 人、
幼児 5,740 人、その他 6,107 人)

(キ) 新宿区立上落合児童館[前記⑦]

利用者数 36,758 人

(内訳 小学生 20,692 人、中学生 1,536 人、高校生 1,041 人、
幼児 6,514 人、その他 6,975 人)

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

株式会社ポピンズ

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

株式会社ポピンズ（以下「法人」という。）は、昭和62年3月に設立された。その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 託児所・保育所の経営

イ 高齢者の介護介添及びホームヘルプを目的とする請負、委託並びにそれらの専門家養成のための教育活動

ウ その他保育・介護に関すること

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成27年度に167,281,190円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
平成26年度 新宿区賃貸物件 による保育所整備 事業補助金①	65,142,000円	保育所を設置運営する事業者に対し、事業に要する経費の一部を新宿区が予算の範囲内で補助することにより、待機児童解消のための保育所の設置促進を図るため
平成27年度 新宿区賃貸物件 による保育所整備 事業補助金②	84,113,000円	保育所を設置運営する事業者に対し、事業に要する経費の一部を新宿区が予算の範囲内で補助することにより、待機児童解消のための保育所の設置促進を図るため
平成27年度 新宿区保育従事 職員宿舍借り上げ 支援事業補助金③	1,190,680円	保育従事職員の宿舍借り上げを行う事業者に対し、経費の一部を補助することにより、保育人材の確保及び離職防止を図るため
新宿区保育士等 キャリアアップ 補助金④	9,038,050円	保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組を促進し、保育サービスの質の向上を図るため

新宿区保育サービス推進事業補助金⑤	4,775,460 円	地域の実情に応じた保育サービスの提供を推進し、保育サービスの質の向上を図るため (対象：認可保育所、認定こども園等の設置者又は事業者)
新宿区保育力強化事業補助金⑥	2,422,000 円	地域の実情に応じた保育サービスの提供を推進し、保育サービスの質の向上を図るため (対象：認証保育所等の設置者又は事業者)
新宿区認証保育所福祉サービス第三者評価受審費用助成金⑦	600,000 円	福祉サービス第三者評価受審を促進し、保育サービスの質の向上を図るため
合計金額	167,281,190 円	

イ 根拠法令等

- (ア) 平成 26 年度 新宿区賃貸物件による保育所整備事業補助要綱（平成 26 年 11 月 14 日改正 26 新子家事第 109 号）〔前記①〕
- (イ) 平成 27 年度 新宿区賃貸物件による保育所整備事業補助要綱（平成 27 年 12 月 9 日 27 新子家事第 116 号）〔前記②〕
- (ウ) 平成 27 年度 新宿区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業実施要綱（平成 27 年 7 月 1 日 27 新子保運第 1262 号）〔前記③〕
- (エ) 新宿区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（平成 27 年 10 月 14 日 27 新子保運第 2850 号）〔前記④〕
- (オ) 新宿区保育サービス推進事業実施要綱（平成 27 年 10 月 14 日 27 新子保運第 2851 号）〔前記⑤〕
- (カ) 新宿区保育力強化事業実施要綱（平成 27 年 10 月 14 日 27 新子保運第 2852 号）〔前記⑥〕
- (キ) 新宿区認証保育所福祉サービス第三者評価受審費用助成要綱（平成 16 年 6 月 1 日 16 新福保保第 363 号）〔前記⑦〕

ウ 主な事業実績

- (ア) 平成 26 年度賃貸物件による保育所建設事業〔前記①〕
 - ・ 27 年 7 月：1 園開設（ポピンズナーサリースクール市ヶ谷）
保育所延床面積 294.25 m² 定員 50 名
- (イ) 平成 27 年度賃貸物件による保育所建設事業〔前記②〕
 - ・ 28 年 4 月：建物の 3 階整備により、ポピンズナーサリースクール市ヶ谷の保育所延床面積、定員拡大
3 階保育所延床面積 275.81 m²拡大 合計 570.06 m²
定員 30 名拡大 合計 80 名
- (ウ) 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業〔前記③〕
 - ・ ポピンズナーサリースクール市ヶ谷の従事職員 2 名分

(エ) 保育士等キャリアアップ補助事業[前記④]

	園名	補助金額	賃金改善を実施した延人数 (人)			
			計	常勤	非常勤	教育、保育 従事者以外
1	ポピンズナーサリー スクール四ッ谷	2,661,610 円	144	72	24	48
2	ポピンズナーサリー スクール市ヶ谷	1,935,500 円	76	29	19	28
3	ポピンズナーサリー スクール早稲田	4,440,940 円	297	77	51	169
	合計	9,038,050 円	517	178	94	245

(オ) 保育サービス推進事業[前記⑤]

- ・ポピンズナーサリースクール四ッ谷
 - 延長保育事業 (2 時間) 延 47 人
 - 一時預かり事業 (4 時間未満) 延 3 人
 - 一時預かり事業 (4 時間以上) 延 3 人
 - 障害児保育 (その他 (知的)) 延 12 人
 - アレルギー児対応 延 48 人
 - 外国人児童受入れ 延 26 人
 - 保育人材の確保 (保育拠点活動支援) 年 19 人
- ・ポピンズナーサリースクール市ヶ谷
 - 零歳児保育 延 54 人
 - 延長保育事業 (零歳児) 延 9 人
 - 延長保育事業 (2 時間) 延 7 人
 - 一時預かり事業 (4 時間以上) 延 8 人
 - アレルギー児対応 延 32 人
 - 外国人児童受入れ 延 1 人

(カ) 保育力強化事業[前記⑥]

- ・ポピンズナーサリースクール早稲田
 - アレルギー児対応 延 81 人
 - 外国人児童受入れ 延 60 人

(キ) 認証保育所福祉サービス第三者評価受審[前記⑦]

- ・ポピンズナーサリースクール早稲田

第2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

長谷川ナーシングパートナー株式会社
《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

長谷川ナーシングパートナー株式会社（以下「法人」という。）は、平成3年4月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 保育所及び託児所の経営、並びに子育て支援サービスに関する事業
- イ 病児保育所の経営に関する事業
- ウ その他ア及びイに付帯する一切の業務

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成27年度に32,594,400円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区病児・病後児保育事業運営費等補助金	32,594,400円	病児・病後児保育事業の運営経費に対する補助を通じ、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与するため

イ 根拠法令等

新宿区病児・病後児保育事業運営費等補助要綱（平成23年3月31日22新子保運第1409号）

ウ 主な事業実績

開所日数 229日
利用者延べ人数 593人

第2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

株式会社キッズベースキャンプ

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

株式会社キッズベースキャンプ（以下「法人」という。）は、平成20年9月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア アフタースクール（民間学童保育事業）の経営

イ イベントの企画、制作、実施及び広告業

ウ 各種教養・教育講座の企画、立案及び各種文化教室の経営

エ 児童、生徒、学生、社会人教育用教材・教育機器の開発、製作、販売

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成27年度に27,718,591円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 中井児童館	27,718,591円	0円	27,718,591円	平成27年4月1日 ～ 平成32年3月31日

イ 根拠法令等

新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例（平成22年新宿区条例第46号）

ウ 主な管理業務の内容

(ア) 子供の福祉の増進に関すること。

(イ) 子供の遊びの指導、児童福祉に関する行事その他子供の健全な育成及び相談に関すること。

(ウ) 児童館の施設の利用に関すること。

(エ) その他区長が必要と認める事業

(オ) 児童館の利用の承認、利用の不承認及び利用承認の取消し等に関する業務

(カ) 指定児童館の施設等の維持管理に関する業務

(キ) その他指定児童館の管理に関し、区長が必要と認める業務

エ 主な事業実績

- ・利用者数 15,471 人
(内訳 小学生 8,653 人、中学生 396 人、高校生 11 人、
幼児 3,018 人、その他 3,393 人)

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

東日本旅客鉄道株式会社
《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

東日本旅客鉄道株式会社（以下「法人」という。）は、昭和62年4月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 旅客鉄道事業
- イ 貨物鉄道事業
- ウ 旅客自動車運送事業
- エ 索道業
- オ 旅行業
- カ 倉庫業
- キ 駐車場業
- ク 広告業
- ケ その他各種事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、平成27年度に615,286,000円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区都市交通システム整備事業補助金	615,286,000円	区における都市交通の円滑化を図り、だれもが自由に安全に行動できる都市空間を形成するため。

イ 根拠法令等

新宿区都市交通システム整備事業補助金交付要綱（平成20年8月20日施行 20 新都区施第42号）

ウ 主な事業実績

- (ア) 平成27年度末現在での工事進捗率 21%
- (イ) 平成26年度までの補助金交付実績 849,704千円

第2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかった。
所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

西新宿五丁目中央北地区市街地再開発組合
《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

西新宿五丁目中央北地区市街地再開発組合（以下「組合」という。）は、都市再開発法（昭和44年法律第38号）の規定に基づき、平成23年3月に東京都知事の許可を受け設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 施設建築物及び施設建築敷地の整備に関する事業
- イ 公共施設の整備に関する事業
- ウ その他（住宅建設）

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、組合に対し、平成27年度に913,400,000円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
市街地再開発事業補助金	913,400,000円	区のまちづくり施策に資する市街地再開発事業の推進を図るため

イ 根拠法令等

新宿区市街地再開発事業補助要綱(平成10年3月10日9新都ま一第332号)

ウ 主な事業実績

西新宿五丁目中央北地区第一種市街地再開発事業（施行区域約1.5ha）

(ア) 施設建築物新築工事（A1地区）

- ・ 契約年月日 平成25年9月30日
- ・ 変更契約年月日 平成27年2月6日及び平成28年2月24日
- ・ 契約額（税抜） 24,571,503,118円
- ・ 完成予定年月日 平成29年10月31日

(イ) 平成 27 年度市街地再開発補助金

- ・ 補助対象項目 共同施設整備
- ・ 補助基本額 (税抜) 1,370,100,000 円
- ・ 補助率 2/3
- ・ 完成検査年月日 平成 28 年 3 月 31 日

(ウ) 建物概要 (A 1 地区)

- ・ 敷地面積 7,530 m²
- ・ 延べ面積 103,899 m²
- ・ 構造鉄筋 コンクリート造
- ・ 規模 地上 60 階、地下 2 階
- ・ 用途 共同住宅、業務・商業、駐車場

第 2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかった。
所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

印刷物作成番号
2016-6-5101

平成28年度
財政援助団体等監査結果報告書

平成29年2月 発行 新宿区監査事務局

新宿区歌舞伎町1-5-1
電話(03)5273-4579 (ダイヤル)

この印刷物は、業者委託により350部印刷製本しています。その経費として、1部あたり246円(税込み)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。